0308.21		［略］			0308.21		［同左］		
0308.22	000	――冷凍したもの		KG			［新規］		
0308.29		――その他のもの			0308.29		――その他のもの		
	100	―――くん製したもの		KG		100	―――くん製したもの		KG
	900	―――その他のもの		KG			―――その他のもの		
						210	――――冷凍したもの		KG
						290	――――その他のもの		KG
0308.30		［略］			0308.30		［同左］		
0308.90		［略］			0308.90		［同左］		

第４類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

注

１～３　［略］

４　この類には、次の物品を含まない。

(a)　［略］

(b)　一以上のミルクの天然の組成分（例えば、酪酸グリセリド）を他の物質（例えば、オレイン酸グリセリド）で置き換えることによつてミルクから得た物品（第19.01項及び第21.06項参照）

(c)　［略］

号注

［略］

第４類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

注

１～３　［同左］

４　この類には、次の物品を含まない。

(a)　［同左］

［新規］

(b)　［同左］

号注

［同左］

［略］

［同左］

第５類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

注

１～３　［略］

４　この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。第05.11項には、馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）を含む。

第５類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

注

１～３　［同左］

４　この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。

［略］

［同左］

07.01 ～ 07.05		［略］			07.01 ～ 07.05		［同左］		
07.06		にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			07.06		にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0706.10		―にんじん及びかぶ			0706.10	000	―にんじん及びかぶ		KG
	010	――にんじん		KG					
	020	――かぶ		KG					
0706.90		［略］			0706.90		［同左］		
07.07 ～ 07.14		［略］			07.07 ～ 07.14		［同左］		